

## パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約

### (名称)

第1条 本ネットワークは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本ネットワークは、一方又は双方が性的マイノリティ当事者で、別に定めるいずれかの自治体におけるパートナーシップ制度等（以下「本制度」という。）に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）の自治体間における住所の異動に伴う手続きの負担軽減を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本制度の運用等における相互協力
  - (2) 本ネットワークへの加入を希望する他自治体との連絡調整
  - (3) その他本制度に係る手続きに関する事項
- 2 前項第一号に規定する事業実施にあたって、別に定める自治体間において宣誓者の住所の異動があったとき、宣誓者がすでに転出地自治体において受領証の交付を受けている事実を踏まえ、転入地自治体は、それぞれ定めるところにより、簡易な手続きで受領証を交付するものとする。
- 3 転入地自治体は、前項の規定により受領証を交付したとき、宣誓者の同意に基づき、その旨を宣誓者の転出地自治体へ通知するものとする。

### (組織)

第4条 本ネットワークは、別に定める自治体（以下「構成自治体」という。）をもって構成する。

### (役員)

第5条 本ネットワークに幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事は、本ネットワークにおける各都道府県ブロック（以下「各ブロック」という。）ごとに1名を置くものとし、各都道府県制度所管課長が担う。ただし、都道府県が本ネットワークに加入していない場合は、各ブロック内の協議により選任するものとする。
- 3 幹事長は、幹事のうちから1名選任する。
- 4 幹事長の任期は原則1年とし、輪番制とする。

### (役員の職務)

第6条 役員の職務は次の各号に掲げるものとする。

- (1)幹事長は、本ネットワークを代表し、会務を総理する。
- (2)幹事は、次の会務の遂行にあたる。
  - (ア)各ブロック内構成自治体との連絡調整
  - (イ)その他必要な事項

#### (加入及び脱退)

- 第7条 本ネットワークへの加入又は脱退する自治体は、原則として加入及び脱退の2月前までに幹事長へ申し出ることとし、幹事長は原則として加入及び脱退の1月前までに構成自治体に通知するものとする。
- 2 加入を希望する自治体は、幹事を通じて幹事長へ申入書及び本制度の要綱等の必要な書類を提出するものとし、幹事長は、当該自治体における本制度について、一方又は双方が性的マイノリティ当事者を対象としていることや、当事者双方が現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書又は戸籍抄本等）を当該自治体が確認していること等について確認するものとする。
  - 3 脱退を希望する自治体は、幹事を通じて幹事長へ申入書を提出するものとする。

#### (幹事会)

- 第8条 本ネットワークの事業を円滑に遂行するため、本ネットワークに幹事長及び幹事（代理人を含む。）が出席する幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
  - 3 幹事会は、過半数以上の出席で成立するものとし、出席者の3分の2以上をもって決する。
  - 4 幹事会に付議する事項は、次の各号に掲げるものとする。
    - (1)規約の改正に関すること
    - (2)その他必要な事項
  - 5 幹事長は、幹事会での議決事項について、書面をもって表決を求めることができる。この場合において、書面提出者の3分の2以上をもって決するものとする。

#### (事務局)

- 第9条 本ネットワークの事務局は、幹事長所属の担当課内に置く。

#### (事業年度)

- 第10条 本ネットワークの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (補則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、この本ネットワークの運営に必要な事項は、幹事会協議の上、幹事長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- | この規約は、令和6年4月1日から施行する。  
(施行期日)
- | この規約は、令和6年9月17日から施行する。